

第4期 島本町障害福祉計画

(平成 27 年度～平成 29 年度)

平成27年3月

島本町

はじめに

本町では、平成 23 年 3 月に「第四次島本町総合計画」を策定し、「いきいき・ふれあい・やさしい島本」を合言葉に、「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」の実現をめざし、各種施策を推進しています。

障害者施策については、平成 24 年 3 月に策定した「第 2 次島本町障害者計画」及び「第 3 期島本町障害福祉計画」に基づき、関連する各種計画との整合を図りながら、諸施策を推進してまいりました。

近年、障害者福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。国の障害者制度改革により、障害者総合支援法をはじめ、障害者虐待防止法や障害者差別解消法など、障害者のみなさまの日常生活・社会生活に関わる重要な法律の改正や制定が行われています。

このような状況の中、さまざまな課題に的確に対応し、さらなる障害者福祉の向上を図るため、平成 27 年度からの障害福祉サービス等の実施計画となる「第 4 期島本町障害福祉計画」を策定し、必要なサービスの確保と充実を図ってまいります。

計画の策定にあたっては、「島本町障害者施策推進協議会」において熱心なご審議、ご提言をいただきました。また、地域住民や事業所のみなさまからも貴重なご意見をいただきました。みなさまのご協力に心からお礼申し上げます。

今後この計画に基づき、各種サービスの確保や提供体制の充実に努めてまいりますので、みなさまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

島本町長 川口 裕

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節 計画の位置付けと期間.....	2
第3節 計画の策定体制.....	3
第4節 計画の推進体制.....	3
第2章 計画の基本方針	4
(1) 基本理念、(2) 基本目標.....	4
第3章 地域生活移行・就労支援などの成果目標の設定	5
(1) 施設入所者の地域生活への移行、(2) 福祉施設から一般就労への移行.....	5
(3) 就労移行支援事業所の利用者数、(4) 就労移行支援事業所の就労移行率.....	6
(5) 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額.....	6
(6) 障害者の地域生活支援拠点等の整備.....	7
第4章 障害福祉サービス等の現状と今後の見込量	8
第1節 障害福祉サービス等の体系.....	8
1. 自立支援給付(障害福祉サービス).....	8
2. 地域生活支援事業、3. 障害児支援.....	9
第2節 自立支援給付(障害福祉サービス)の現状と今後の見込量.....	10
(1) 訪問系サービス・短期入所.....	10
(2) 日中活動系サービス.....	11
(3) 居住系サービス、(4) 相談支援.....	14
第3節 地域生活支援事業の現状と今後の見込量.....	16
(1) 理解促進研修・啓発事業、(2) 自発的活動支援事業、(3) 相談支援事業.....	16
(4) 成年後見制度利用支援事業、(5) 成年後見制度法人後見支援事業、(6) 意思疎通支援事業.....	18
(7) 日常生活用具給付事業、(8) 手話奉仕員養成研修事業、(9) 移動支援事業.....	19
(10) 地域活動支援センター、(11) その他の事業.....	20
第4節 障害児支援サービスの現状と今後の見込量.....	22
(1) 障害児通所支援.....	22
(2) 相談支援.....	23
資料	24
障害者施策推進協議会条例、委員名簿、開催経過.....	24
諮問書、答申書.....	27
用語解説.....	29

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景

<国の動向>

○ 「障害者基本法」の改正

平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、障害者の定義に発達障害が明記されたほか、その他の心身機能の障害がある人も障害者と捉えること、障害を機能障害のみではなく社会的障壁で捉えることが規定されました。また、地域社会における共生、差別の禁止、療育、防災・防犯、消費者保護などの項目が設けられています。

○ 「障害者虐待防止法」の施行

平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、虐待の通報義務、自治体の役割、虐待を受けた障害者を保護・支援する措置などが定められ、虐待防止対策が進められています。

○ 「障害者総合支援法」の施行

平成25年4月に障害者自立支援法が一部改正され、法律名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に変更されるとともに、障害者の範囲に難病者が追加され、対象疾病による障害のある方は、障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

○ 「障害者優先調達推進法」の施行

平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が施行され、国や地方公共団体等の公的機関は、調達方針・目標を定め、障害者施設等からの物品や役務の調達を推進することとなりました。

○ 「障害者差別解消法」の制定

平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が公布されました。この法律では、公共団体や民間事業者による差別解消のための措置などが定められ、平成28年4月から施行されることとなっています。

○ 「障害者の権利に関する条約」の締結

平成18年12月に国連総会で採択されたこの国際条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について規定しています。わが国では、この条約の批准をめざして国内法の整備などを進め、平成26年1月に同条約を締結、同年2月から発効しました。

<大阪府の動向>

大阪府では、平成24年3月に障害者施策全般を規定する「第4次大阪府障がい者計画」（平成24～33年度）と障害福祉サービス等の実施計画となる「第3期大阪府障がい福祉計画」（平成24～26年度）を策定しています。

<島本町の動向>

本町では、平成24年3月に「第2次島本町障害者計画」及び「第3期島本町障害福祉計画」を策定し、障害者が自立し、安心して生活できる地域づくりをめざして、必要なサービスの確保に努めながら障害者福祉施策を推進しています。

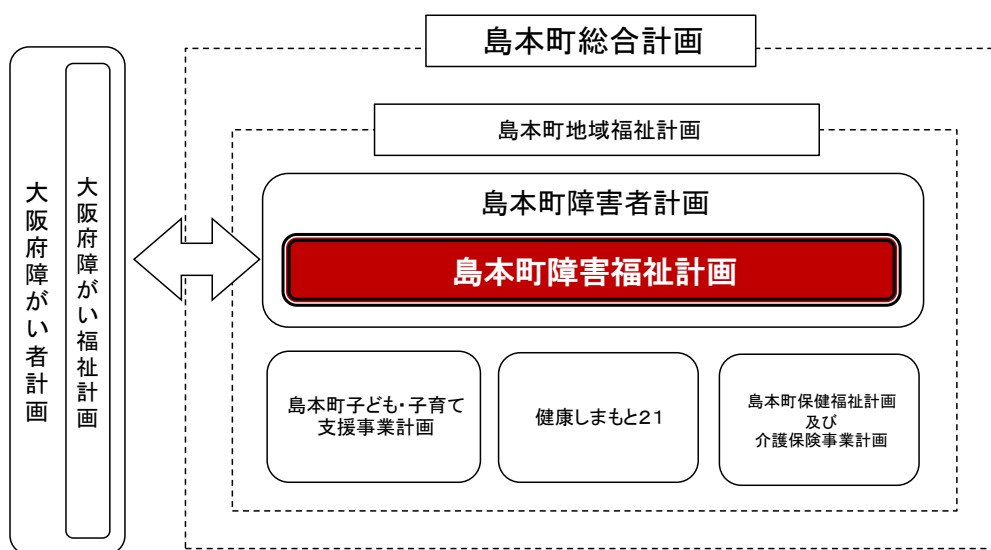
(2) 趣旨

現行の「第3期島本町障害福祉計画」が平成26年度末で終了することから、現行計画の実績等を踏まえ、国の制度改正や本町の障害者を取り巻くさまざまな課題に的確に対応し、今後も必要なサービスの確保と提供を図るため、平成27年度からの障害福祉サービス等の実施計画として、「第4期島本町障害福祉計画」を策定します。

第2節 計画の位置付けと期間

(1) 位置付け

- 本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める法定計画（市町村障害福祉計画）として策定するものであり、障害福祉サービス等の数値目標を中心に、その確保のための方策などを設定します。
- 本計画は、町の障害者施策全般の方向性を定める「障害者計画」（第2次島本町障害者計画）のうち、障害福祉サービス等の実施計画と位置付け、町障害者計画のほか「大阪府障がい者計画及び障がい福祉計画」、「第四次島本町総合計画」を上位計画とし、関連計画である「島本町地域福祉計画」、「島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」などとの整合性を図りながら一体的に推進します。



(2) 計画期間

- 本計画は、平成29年度を目標年度として設定し、平成27年度から平成29年度までの3年間の計画期間とします。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1次島本町障害者計画(後期計画)					第2次島本町障害者計画						
第1期島本町障害福祉計画			第2期島本町障害福祉計画			第3期島本町障害福祉計画			第4期島本町障害福祉計画		

第3節 計画の策定体制

(1) 障害者施策推進協議会の開催

計画の策定にあたっては、学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体の代表者、公募委員で構成される「島本町障害者施策推進協議会」において、計画内容について検討しました。

(2) 障害者地域自立支援協議会からの意見聴取

計画の策定にあたっては、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等で構成される「島本町障害者地域自立支援協議会」から意見を聴取し、計画内容の参考としました。

(3) パブリックコメントの実施

計画の策定にあたっては、計画案を公表し、広く住民のみなさんのご意見を聞くパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

募 集 期 間	平成 27 年1月 15 日～2 月 13 日
資 料 の 閲 覧 方 法	役場などに資料を設置、町ホームページに掲載
応 募 方 法	持参、郵送、ファックス、町ホームページの意見フォームからの送付
意 見 提 出 件 数	17 件(6人)

第4節 計画の推進体制

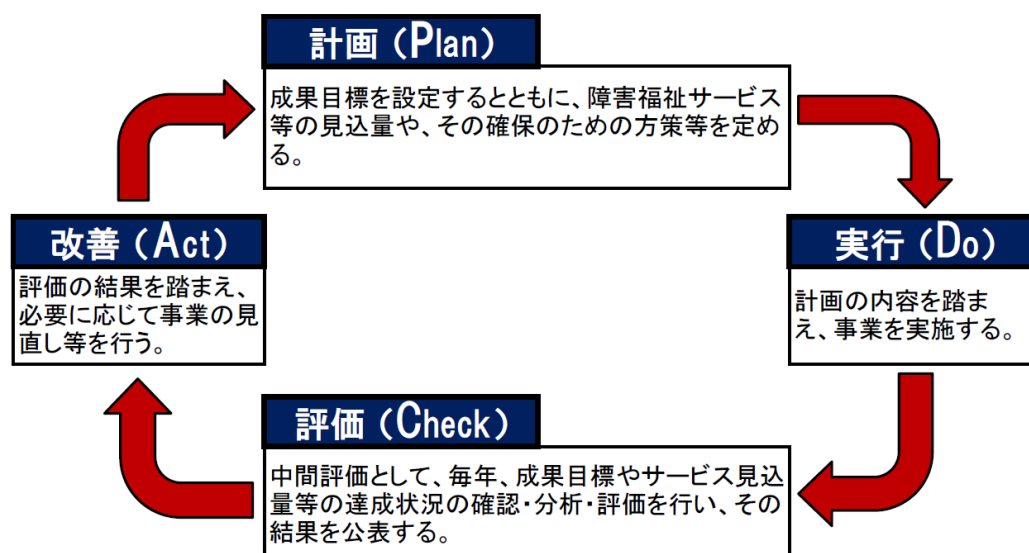
(1) 障害者施策推進協議会

計画の進捗管理には「PDCAサイクル」の手法を導入し、学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体の代表者、公募委員で構成される「島本町障害者施策推進協議会」において、定期的に進捗状況の確認・分析・評価を行い、結果を公表します。

(2) 障害者地域自立支援協議会

障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等で構成される「島本町障害者地域自立支援協議会」において、サービスの向上や確保のための検討を行うとともに、事業者・関係機関との連携を図ります。

《「PDCAサイクル」による進捗管理のイメージ》



第2章 計画の基本方針

(1) 基本理念

① 自己決定と自己選択の尊重

福祉サービスの利用にあたり、障害者自らの意思による選択を尊重するとともに、多様な選択を可能とするサービス資源やメニューの確保に努めます。

② 自立して地域で生活するためのサービス基盤の整備・充実

障害者が地域で自立し、安心して生活する環境づくりを進めるため、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援、福祉用具の支給、意思疎通支援などの各種福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

③ 障害児の発達を支援するためのサービス基盤の整備・充実

平成 24 年度から開始された障害児通所支援サービス、障害児相談支援について、事業所と連携しながら、さらなるサービス提供体制の整備・充実を図ります。

(2) 基本目標

① 相談支援体制の整備・充実

基幹相談支援センターを設置するとともに、町内での相談支援事業所（特定・一般）の確保に努め、サービス等利用計画の作成促進をはじめ相談支援体制の整備・充実を図ります。

② 生活の場・日中活動の場の確保

日常生活の基盤となる「生活の場」・「活動の場」の確保をめざし、グループホームなどの居住系サービスや、日中活動系サービスの充実を図ります。

③ 就労支援の充実

企業や福祉施設などでの「働く場」の確保を図るため、就労移行支援・就労継続支援サービスなどの充実を図ります。

④ 障害児支援の充実

町内の障害児通所支援事業所と連携し、さらなるサービスの向上や機能強化の取組みを支援するとともに、町内での障害児相談支援の事業所の確保に努めます。

⑤ 入所施設や病院からの地域移行の促進

入所や入院からの地域生活への移行を促進するため、地域での相談支援体制や、グループホームなどの住まいの場、日中活動の場の充実に努めます。

第3章 地域生活移行・就労支援などの成果目標の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

区分		前回(第3期計画)の状況		今回(第4期計画)の目標	
基準値		21 人	平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数	15 人	平成 25 年度末時点の施設入所者数
目標値	最終年度の入所者数(B)	14 人	平成 26 年度末時点の施設入所者数	13 人	平成 29 年度末時点の施設入所者数
	入所者の削減見込数(A-B)	7 人 (削減率 33%)	平成 17 年入所者に対する差引減少見込数	2 人 (削減率 13%)	平成 25 年度末入所者に対する差引減少見込数(府基準:2人)
	地域生活移行者の見込数	7 人 (移行率 33%)	退所者のうちグループホーム入居など地域生活に移行する人の見込数(平成 17～26 年度の累計)	5 人 (移行率 33%)	退所者のうちグループホーム入居など地域生活に移行する人の見込数(平成 27～29 年度の累計)(府基準:3人)
実績値	計画最終年度の入所者数(B')	16 人	平成 26 年度末時点の施設入所者数(見込)	※上記目標値の算出法 ①平成 26 年度末時点の入所者 16 人 ②期間内の新規入所者数 +3 人 ③期間内の地域移行者数 ▲5 人 ④その他の退所者 ▲1 人 合計 ①-(②+③+④) = 13 人	
	入所者の削減数(A-B')	5 人 (削減率 24%)	平成 17 年入所者に対する差引減少数		
	地域生活移行者数	4 人 (移行率 19%)	平成 17～26 年度の期間に地域生活に移行した人の累計(見込)		

【前回計画の状況】平成 26 年度末時点の入所者は 14 人を目標としていましたが、本人や家族の高齢化・要介護化等による新規入所が増え、地域移行者の累計も 4 人とどまったことから、入所者は 16 人となっています。

【今回計画の設定】平成 25 年度末時点の入所者数を基準とした上で、今後の町内でのグループホームの新設・増設等に伴う地域移行の取組みを踏まえ、期間内の地域生活移行者を 5 人、入所者削減数を 2 人と見込みます。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

区分		前回(第3期計画)の状況		今回(第4期計画)の目標	
基準値		0 人	平成 17 年度中に一般就労に移行した人数	2 人	平成 24 年度中に一般就労に移行した人数
目標値		4 人	平成 26 年度中に一般就労に移行する人数	4 人	平成 29 年度中に一般就労に移行する人数
実績値		1 人	(※実績値は見込)	※上記目標値の算出法(府基準) 平成 24 年度基準値の 2 倍	

【前回計画の状況】平成 26 年度中の一般就労移行者数は4人を目標としていましたが、実績は1人とどまっています。

【今回計画の設定】就労移行支援事業の利用者の増加等を踏まえ、平成 24 年度中の一般就労移行者(2人)の2倍(府基準)となる4人を平成 29 年度中の目標とします。

(3) 就労移行支援事業の利用者数

区分	前回(第3期計画)の状況		今回(第4期計画)の目標	
基準値	—	※基準値設定なし	10人	平成25年度末時点の就労移行支援の利用者数
目標値	5人	平成26年度末時点の就労移行支援の利用者数 (※実績値は見込)	16人	平成29年度末時点の就労移行支援の利用者数
実績値	10人		※上記目標値の算出法(府基準) 平成25年度基準値の1.6倍	

【前回計画の状況】 平成26年度末時点の利用者は5人を目標としていましたが、町内に事業所が開設された影響もあり、実績は目標の2倍となる10人となっています。

【今回計画の設定】 支援学校卒業者の利用や、町内事業所の利用の伸び等を踏まえ、平成25年度末時点の利用者(10人)の1.6倍(府基準)となる16人を平成29年度末時点における目標とします。

(4) 就労移行支援事業所の就労移行率

区分	前回(第3期計画)の状況	今回(第4期計画)の目標
目標値	※設定なし	平成29年度末時点で、町内の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合を5割以上とすることを目標とします。

【前回計画の状況】 今回計画から新設された目標項目のため、第3期計画では設定していません。

【今回計画の設定】 国・府の指針(基準)では、「目標年度末において、管内の就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする」ことが目標となりますが、町内には事業所が1か所しかないため、実質的には、平成29年度末時点で、町内事業所における就労移行率を3割以上に引き上げることが目標となります。なお、計画期間内に新たな就労移行支援事業所が町内に開設された場合は、その事業所も含めて目標割合の達成をめざします。

(5) 就労継続支援B型事業所における工賃の平均額

区分	前回(第3期計画)の状況		今回(第4期計画)の目標	
基準値	7,029円	平成22年度の工賃平均額	8,717円	平成25年度の工賃平均額
目標値	10,029円	平成26年度の平均工賃額	11,699円	平成29年度の工賃平均額
実績値	7,769円	(※実績値は平成26年度上半期の数値)	※上記目標値の算出法(府基準) 平成25年度平均工賃の34.2%増	

【前回計画の状況】 平成22年度の平均工賃に対して3,000円増の10,029円を目標としましたが、平成26年度上半期実績は7,769円(740円増)にとどまっています。実績は3か所の町内事業所の平均値ですが、事業を開始して期間が短い事業所が多く、販売や受託等の事業展開が発展途上であることが影響しています。

【今回計画の設定】 第4期計画においては、町内事業所の事業の安定化や、障害者優先調達推進法に基づく製品や受託作業の調達の推進、障害者地域自立支援協議会と連携した工賃向上の取り組み等を踏まえて、平成25年度平均工賃(8,717円)の34.2%増(府基準)の11,699円を平成29年度末時点における目標とします。

(6) 障害者の地域生活支援拠点等の整備

第4期計画からの新たな成果目標として、国では「地域生活支援拠点等の整備」に関する項目を新設し、障害者の地域生活を支援するための機能の集約等を行う地域生活支援拠点等について、平成 29 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備することを基本としています。

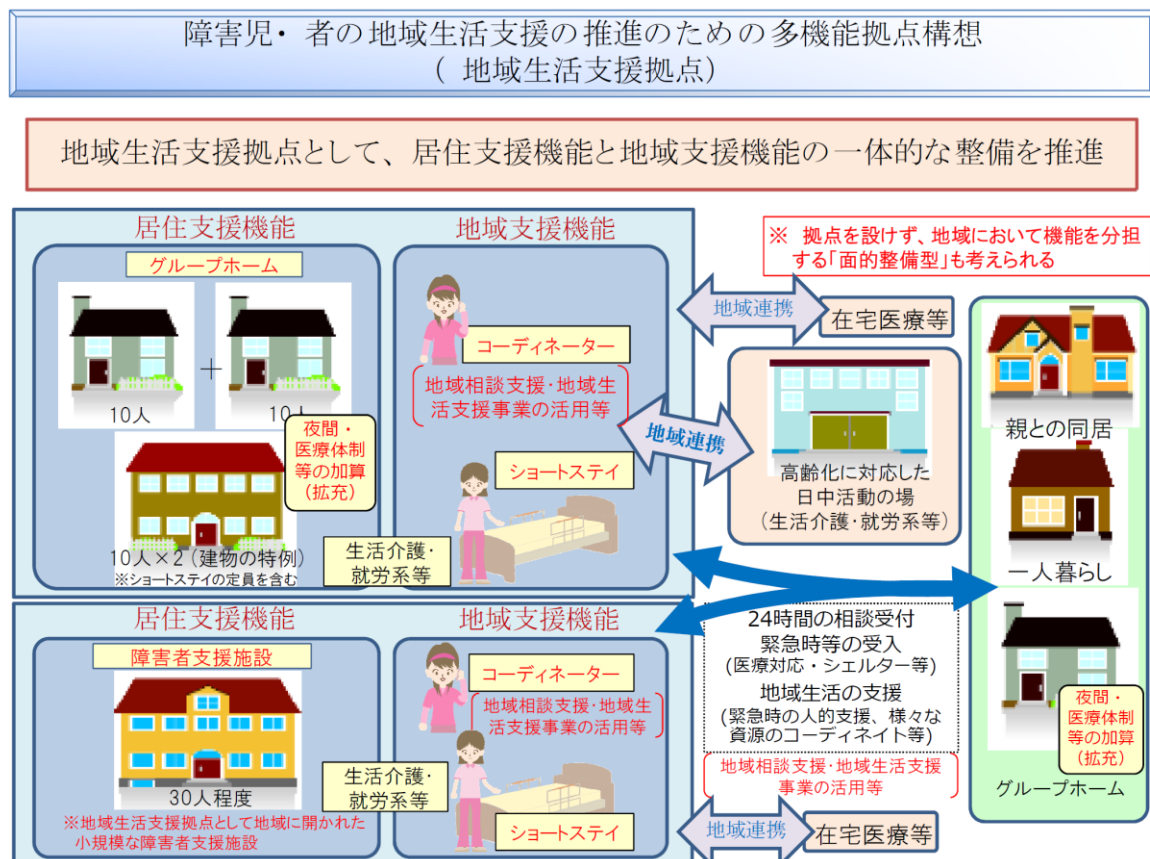
本町においても、この拠点等について、次のとおり成果目標として設定します。

区分	前回(第3期計画)の状況	今回(第4期計画)の目標
目 標	※設定なし	島本町の地域生活支援拠点等について、障害者施策推進協議会等の検討の場を活用し、どのようなニーズにどのような機能や体制で対応するか等について検討し、平成 29 年度末までに整備することを目標とします。

【前回計画の状況】 今回計画から新設された目標項目のため、第3期計画では設定していません。

【今回計画の設定】 国が新たに示したこの拠点等については、障害者の地域での生活を支援するため、「居住支援機能」(グループホームまたは入所施設)と、「地域支援機能」(緊急時の受け入れや各種資源のコーディネートのための相談支援やショートステイ等)を併せ持つ施設等とされています。また、整備の手法についても、これらを一体的に整備する方法や、拠点は設けずに既存の資源も含め地域内でこれらの機能を持つ施設・事業所をネットワークでつなぐ「面的整備」の方法が示されています。本町においても、今後、町内の障害者のニーズや各サービスの利用状況、事業所の状況などを踏まえ、どのような形態でどのような機能が必要か等について検討し、拠点等の確保に努めていきます。

【参考資料】「地域生活支援拠点等」のイメージ図 (厚生労働省作成)



第4章 障害福祉サービス等の現状と今後の見込量

第1節 障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害者・障害児を対象とした障害福祉サービス等の事業体系と内容は次のとおりです。

1. 自立支援給付(障害福祉サービス) (障害者総合支援法)

(1) 訪問系サービス・短期入所	① 居宅介護 (ホームヘルプサービス)		自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事の介助や、家事の援助、通院の介助などを行います。
	② 同行援護		移動が困難な視覚障害者が外出する際に、代読などの支援や、食事や排せつなどの介護を行います。
	③	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または知的・精神障害により行動上著しく困難があり常時介護を要する方に対し、居宅における介護から外出時の移動支援までを行うサービスの提供を行います。
		行動援護	知的・精神障害により行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対し、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護などを行います。
		重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障害者を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供します。
④ 短期入所 (ショートステイ)		介護者が病気などの場合に、施設に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。	
(2) 日中活動系サービス	① 生活介護		常時介護を要する障害者に対し、日中に障害者施設などで、入浴・排せつ・食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会の提供などを行います。
	② 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)		自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。「機能訓練」は身体機能向上のための訓練などを、「生活訓練」は生活能力向上のための訓練などを提供します。
	③ 就労移行支援		一般の事業所への就労のため、一定の期間、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行います。
	④ 就労継続支援 (A型・B型)		通常の事業所に雇用されることが困難な障害者を対象に、就労の機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行います。「A型」は雇用契約に基づく就労の機会や訓練などを、「B型」は雇用契約によらない就労の機会や訓練などを提供します。
	⑤ 療養介護		主に日中に病院等の施設で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助等を行います。
系(3) ス 居住	① 共同生活援助 (グループホーム)		主に夜間に、共同生活を営む住居での入浴・排せつ・食事の介護などを行います。 * 平成26年度から共同生活介護(ケアホーム)と一元化
	② 施設入所支援		施設入所者に対し、主に夜間に、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。
(4) 相談支援	① 計画相談支援		障害福祉サービスの利用者に対し、サービス等利用計画を作成し、定期的に見直すなどの相談支援を行います。
	② 地域移行支援		長期入院中の精神障害者や、施設入所者がグループホームや自宅などでの地域生活に移行できるよう、退院や退所の促進・支援を行います。
	③ 地域定着支援		長期の入院・入所から退院・退所し、地域での生活を始めた人が安心して生活できるよう、支援を提供します。
■補装具費の支給			身体機能を補う補装具の購入費、修理費の支給を行います。
■自立支援医療			障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)にかかる費用を支給します。

2. 地域生活支援事業（障害者総合支援法）

(1) 理解促進研修・啓発事業		地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修や啓発を行います。
(2) 自発的活動支援事業		障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。
(3) 相談支援事業	① 障害者相談支援事業	障害福祉サービス利用などについて、障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報提供・助言などを行い、自立した日常生活・社会生活が送れるよう支援します。
	② 基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な機関として、総合的な相談支援のほか、地域移行の促進、虐待防止等の取り組みを行います。
	③ 基幹相談支援センター等機能強化事業	専門職員を基幹相談支援センターに配置し、相談支援事業者への指導や、地域移行の促進等の取り組みを行い、相談支援機能の強化を図ります。
	④ 住宅入居等支援事業	保証人がいない等の理由で賃貸住宅への入居が困難な障害者に対し、必要な調整や、家主への相談・助言などを行います。
(4) 成年後見制度利用支援事業		判断能力が十分でない障害者の福祉サービス利用などのため、成年後見制度の利用を支援します。
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		成年後見の業務を適正に行う法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
(6) 意思疎通支援事業	① 手話通訳者派遣事業 ② 要約筆記者派遣事業 ③ 手話通訳者設置事業	役場に手話通訳者を配置し、手続きや相談などの手話通訳を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、聴覚障害者等の意思疎通を支援します。
(7) 日常生活用具給付等事業		日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。
(8) 手話奉仕員養成研修事業		日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員を養成します。
(9) 移動支援事業（ガイドヘルプサービス）		外出が困難な方（全身性障害者・知的障害者・精神障害者等）に対し、ガイドヘルパーを派遣し、外出時の介助を行います。
(10) 地域活動支援センター		生産活動・創作的活動の機会の提供や、社会との交流の促進などを行う通所型施設として、障害者の地域生活を支援します。
(11) その他の事業	① 日中一時支援事業	日中に、施設で障害者に活動の場を提供し、見守りや社会適応に必要な訓練などを行います。
	② 訪問入浴サービス事業	自宅浴槽での入浴が困難な重度身体障害者に対し、訪問入浴事業者が自宅を訪問し、移動式浴槽での入浴の介助を行います。
	③ 社会参加促進事業など	精神障害者グループワーク、ふれあいスポーツ教室・大会事業、声の広報事業、障害者自動車運転免許取得助成事業、身体障害者自動車改造助成事業、奉仕員等養成事業などを実施します。

3. 障害児支援（児童福祉法）

(1) 障害児通所支援	① 児童発達支援	就学前の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を提供します。
	② 医療型児童発達支援	肢体不自由児に対し、専門的な訓練や指導、リハビリテーション、治療などを行います。
	③ 放課後等デイサービス	小学生以上の障害児に対し、放課後や長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、日中活動（放課後活動）の場を提供します。
	④ 保育所等訪問支援	保育所等を利用中または利用予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、支援を行い、保育所等の安定した利用を促進します。
(2) 相談支援	⑤ 障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児に対し、サービス等利用計画を作成し、定期的に見直すなどの相談支援を行います。

第2節 自立支援給付(障害福祉サービス)の現状と今後の見込量

障害者総合支援法に基づく「自立支援給付」について、第3期計画（平成24年度～平成26年度）の実績や、今後の利用者や事業所の動向などを踏まえ、平成27年度から29年度までの各年度における必要量を見込むとともに、その確保のための方策などを示します。

〔※第3期計画の平成26年度実績値は見込〕

(1) 訪問系サービス・短期入所

① 居宅介護(ホームヘルプサービス)

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	39人	43人	47人	54人	59人	64人
	実績値	33人	41人	49人			
	達成率	84.6%	95.3%	104.3%			
月あたりの 平均利用時間 (時間分/月)	計画値	550時間	614時間	678時間	807時間	873時間	939時間
	実績値	486時間	570時間	756時間			
	達成率	88.4%	92.8%	111.5%			

【前回計画の状況】 利用人員・時間ともに増加傾向にあり、平成26年度には計画値を上回っています。

【今回計画の見込】 最近の利用状況を踏まえ、今後も年5人ずつの増加を見込みます。

【確保のための方策】 障害者地域自立支援協議会と連携し、ヘルパーの技能向上のためのスキルアップ研修の開催等を企画します。また、医療的ケアに対応できる事業所の確保に努めます。

② 同行援護

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	8人	8人	8人	6人	7人	8人
	実績値	5人	4人	5人			
	達成率	62.5%	50.0%	62.5%			
月あたりの 平均利用時間 (時間分/月)	計画値	70時間	70時間	70時間	120時間	140時間	160時間
	実績値	65時間	86時間	97時間			
	達成率	92.9%	122.9%	138.6%			

【前回計画の状況】 利用人員は5人程度で推移していますが、利用時間は増加しており、平成25年度以降は計画値を上回っています。

【今回計画の見込】 町内の重度視覚障害者数の状況を踏まえ、今後も年1人ずつの増加を見込みます。

③ 重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実績値	0人	0人	0人			
	達成率	—	—	—			
月あたりの 平均利用時間 (時間分/月)	計画値	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	実績値	0時間	0時間	0時間			
	達成率	—	—	—			

【前回計画の状況】 必要量は見込んでおらず、利用実績ありません。重度肢体不自由者や行動障害のある知的・精神障害者への支援については、居宅介護・移動支援等のサービスで対応しています。

【今回計画の見込】 今後も必要量は特に見込みませんが、対象となるケースが生じたときには、実施事業所との調整を行います。

④ 短期入所(ショートステイ)

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	20 人	21 人	22 人	21 人	24 人	27 人
	実績値	20 人	17 人	18 人			
	達成率	100.0%	81.0%	81.8%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	180 日	190 日	200 日	180 日	203 日	226 日
	実績値	176 日	136 日	140 日			
	達成率	97.8%	71.6%	70.0%			

【前回計画の状況】 平成 25 年度以降は、利用人員・日数ともに計画値を下回っています。これは、利用者のグループホーム入居に伴い、短期入所利用が減少したことによるものです。

【今回計画の見込】 今後、保護者の高齢化や要介護化等に伴い、さらにニーズが増加することも予測されるため、年3人ずつの増加を見込みます。

【確保のための方策】 ニーズの増加や緊急時への対応を図るため、町内外の事業所と連携して、サービス量の確保に努めます。また、重度の肢体不自由者や医療的ケアに対応できる事業所の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	66 人	71 人	76 人	66 人	68 人	70 人
	実績値	58 人	63 人	64 人			
	達成率	87.9%	88.7%	84.2%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	1,188 日	1,278 日	1,368 日	1,251 日	1,289 日	1,327 日
	実績値	1,070 日	1,164 日	1,227 日			
	達成率	90.1%	91.1%	89.7%			

【前回計画の状況】 利用人員・利用日数ともに増加傾向にありますが、計画値は下回っています。今後も、町内事業所(やまぶき園・作業所わくわく)を中心に増加傾向が続くとみられます。

【今回計画の見込】 支援学校の卒業者や、町内外の事業所の利用状況を踏まえ、今後も年2人ずつの増加を見込みます。

【確保のための方策】 支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援に努めます。

② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	1 人	1 人	1 人	8 人	8 人	8 人
	実績値	2 人	5 人	8 人			
	達成率	200.0%	500.0%	800.0%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	18 日	18 日	18 日	94 日	94 日	94 日
	実績値	24 日	41 日	88 日			
	達成率	133.3%	227.8%	488.9%			

【前回計画の状況】 利用人員・利用日数ともに増加傾向にあり、計画値を大幅に上回っています。これは、平成 25 年度に町内事業所(福祉事業所すばる)が生活訓練サービスを開始したことが大きく影響しています。

【今回計画の見込】 町内事業所の利用増加の傾向は今後も続くと見られ、他の事業所の動向も踏まえ、今後も年8人程度の利用を維持するものと見込みます。

【確保のための方策】 事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援に努めます。

③ 就労移行支援

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	4 人	5 人	5 人	12 人	14 人	16 人
	実績値	4 人	6 人	10 人			
	達成率	100.0%	120.0%	200.0%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	68 日	85 日	85 日	210 日	245 日	280 日
	実績値	73 日	96 日	175 日			
	達成率	107.4%	112.9%	205.9%			

【前回計画の状況】 利用人員・日数ともに増加傾向にあり、計画値を大きく上回っています。これは、平成 24 年度に町内に事業所(山崎ワークス)が開設されたことが大きく影響しています。

【今回計画の見込】 本計画の成果目標である「一般就労移行者数」と「就労移行支援事業の利用者数」の目標達成を踏まえ、支援学校の卒業者の利用や、町内事業所の利用の伸び等により、今後も年2人ずつの増加を見込みます。

【確保のための方策】 支援学校や事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援に努めます。

④ 就労継続支援(A型)

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	1 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
	実績値	1 人	2 人	4 人			
	達成率	100.0%	66.7%	100.0%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	18 日	54 日	72 日	100 日	120 日	140 日
	実績値	8 日	42 日	61 日			
	達成率	44.4%	77.8%	84.7%			

【前回計画の状況】 利用人員・利用日数ともに増加傾向にあり、平成 26 年度には利用人員が計画値に達しています。

【今回計画の見込】 最近の利用の伸び等を踏まえ、今後も年 1 人ずつの増加を見込みます。

【確保のための方策】 事業所との連携を図り、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援に努めます。

⑤ 就労継続支援(B型)

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	23 人	26 人	29 人	32 人	36 人	40 人
	実績値	25 人	28 人	28 人			
	達成率	108.7%	107.7%	96.6%			
月あたりの 平均利用日数 (人日分/月)	計画値	399 日	453 日	485 日	486 日	544 日	602 日
	実績値	398 日	412 日	436 日			
	達成率	99.7%	90.9%	89.9%			

【前回計画の状況】 利用人員・日数ともに増加傾向にあります。福祉事業所すばる(平成 23 年 12 月開設)、やまぶき園(平成 24 年 4 月サービス開始)に加えて、平成 26 年度からは山崎ワークスでも就労継続支援B型サービスを開始しており、今後もこれら3か所の町内事業所を中心に利用の増加が見込まれます。

【今回計画の見込】 支援学校の卒業者や、町内事業所の利用の伸び等を踏まえ、今後も年4人ずつの増加を見込みます。

【確保のための方策】 支援学校や事業所と連携し、対象者への情報提供や利用のコーディネート等の支援に努めます。また、障害者優先調達推進法に基づく事業所からの調達の推進に努めるとともに、障害者地域自立支援協議会等と連携して、施設の製品や受託作業のPRに努め、工賃向上のための取組みを支援していきます。

⑥ 療養介護

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
	実績値	3 人	3 人	3 人			
	達成率	100%	100%	100%			

【前回計画の状況】 利用人員は 3 人を維持しています。

【今回計画の見込】 今後も 3 人の利用を見込みます。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助(グループホーム)

* 法改正により、平成 26 年度から共同生活介護(ケアホーム)と一元化されています。

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	15 人	16 人	20 人	21 人	27 人	33 人
	実績値	13 人	16 人	15 人			
	達成率	86.7%	100.0%	75.0%			

【前回計画の状況】 利用人員は増加傾向にあります。平成 26 年度には再び減少しています。現在2か所ある町内事業所の増加が課題となっており、平成 26 年度からグループホーム開設費用の町単独補助制度(グループホーム開設支援事業補助金)を創設しています。

【今回計画の見込】 保護者の高齢化や要介護化に伴い利用ニーズは増加しており、町補助制度を活用した町内事業所の新設・増設等を想定し、目標として年6人ずつの増加を見込みます。

【確保のための方策】 町補助制度を活用して各事業所への働きかけを行い、町内でのグループホームの開設に向けた取組みを支援していきます。また、対象者や家族に対する意向確認、情報提供、利用のコーディネート等の支援に努めます。地域移行の受け皿としても重要であることから、入院・入所者への情報提供や働きかけも強化します。

② 施設入所支援

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	15 人	14 人	14 人	16 人	14 人	13 人
	実績値	14 人	15 人	16 人			
	達成率	93.3%	107.1%	114.3%			

【前回計画の状況】 利用人員は増加傾向にあり、計画値を上回っています。これは、本人や家族の高齢化・要介護化等による新規入所者数が、地域移行等による退所者数を上回っているため、今後も入所ニーズは増加するとみられます。

【今回計画の見込】 入所ニーズの増加により今後も年1人程度の入所を見込みますが、一方、本計画の成果目標である「地域生活移行者数」の目標達成を図るため、グループホーム入居等による地域移行を促進し、全体の入所者数は段階的に減らすよう努めていきます。

【確保のための方策】 事業所と連携して、新規入所ニーズに対応したサービス量の確保に努めます。また、町内でのグループホーム確保に向けた取組みと連動して、長期入所者への地域移行の働きかけを行います。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	8 人	15 人	23 人	13 人	20 人	31 人
	実績値	1 人	2 人	4 人			
	達成率	12.5%	13.3%	17.4%			
※参考(利用実人員)		(2 人)	(13 人)	(20 人)	(60 人)	(100 人)	(150 人)

【前回計画の状況】 平成 24 年度の法改正により、サービス等利用計画の作成対象者は大幅に拡大されていますが、町内の事業所(特定相談支援事業所)が少ないことから、利用人員は計画値を大幅に下回っています。町内事業所は、平成 25 年 2 月に 1 か所(福祉事業所すばる)、平成 26 年 4 月に 2 か所(やまぶき園・作業所わくわく)を指定していますが、今後も事業所確保の取組みが必要となります。

【今回計画の見込】 今後も町内事業所の増加を図り、各事業所で分担してサービス等利用計画の作成を行い、段階的に作成数を引き上げるよう努めます。

【確保のための方策】 町内事業所の増加に向けて、引き続き各事業所に働きかけを行うとともに、特定相談支援事業所への情報提供や助言、研修開催等の支援に努めます。

② 地域移行支援

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	1 人	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人
	実績値	0 人	1 人	0 人			
	達成率	—	100.0%	—			

【前回計画の状況】 法改正により平成 24 年度から創設されたサービスですが、利用は 1 件のみとなっています。今後、長期入院・入所者への地域移行の働きかけとともに、グループホームなど地域での受け皿の確保のための取組みをさらに強化していく必要があります。

【今回計画の見込】 本計画の成果目標である「地域生活移行者数」の目標達成を図るための取組みを踏まえ、年 2 人程度の利用を見込みます。(町内でのグループホーム開設に伴う入院・入所からの地域移行などを想定)

【確保のための方策】 長期入院・入所中の対象者に対し、地域移行についての意向確認や情報提供を行うとともに、グループホーム開設等の機会に、地域移行に向けた働きかけやサービス利用調整等の支援を行います。また、町内外において、地域移行支援を行う事業所の確保に努めます。

③ 地域定着支援

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績値	0 人	0 人	0 人			
	達成率	—	—	—			

【前回計画の状況】 法改正により平成 24 年度から創設されたサービスですが、利用実績はありません。

【今回計画の見込】 本計画の成果目標である「地域生活移行者数」の目標達成を図るための取組みを踏まえ、年 1 人程度の利用を見込みます。(町内でのグループホーム開設に伴う入院・入所からの地域移行などを想定)

【確保のための方策】 長期入所・入院中の対象者に対し、地域移行についての意向確認や情報提供を行うとともに、グループホーム開設等の機会に、地域移行に向けた働きかけやサービス利用調整等の支援を行います。また、町内外において、地域定着支援を行う事業所の確保に努めます。

第3節 地域生活支援事業の現状と今後の見込量

障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」について、第3期計画（平成24年度～平成26年度）の実績や、今後の利用者や事業所の動向などを踏まえ、平成27年度から29年度までの各年度における必要量を見込むとともに、その確保のための方策などを示します。

〔※第3期計画の平成26年度実績値は見込〕

（1）理解促進研修・啓発事業

区分		前回（第3期計画）の状況			今回（第4期計画）の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実施の有無	計画値	—	—	—	有	有	有
	実績値	有	有	有			
	達成率	—	—	—			

【前回計画の状況】 制度改正により平成25年度から追加された事業であり、第3期計画では設定していませんが、町では従前から対象となる啓発事業（障害者週間関連事業）を実施しています。（12月の障害者週間に際し、駅前での街頭啓発、障害者週間作品展・パネル展、障害者施設の合同販売イベント「障害者週間ふれあいバザール」を実施）

【今回計画の見込】 各種啓発事業について、より効果的な手法を工夫しながら、引き続き実施します。

【確保のための方策】 障害者地域自立支援協議会と連携しながら、より効果的な啓発の実施について検討・企画していきます。

（2）自発的活動支援事業

区分		前回（第3期計画）の状況			今回（第4期計画）の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実施の有無	計画値	—	—	—	有	有	有
	実績値	無	無	無			
	達成率	—	—	—			

【前回計画の状況】 制度改正により平成25年度から追加された事業であり、第3期計画では設定しておらず、未実施となっています。

【今回計画の見込】 平成27年度から事業を開始します。

【確保のための方策】 町内の当事者サークル等が行う取組みを対象にした事業補助制度を創設し、障害者やその家族等が行う訓練やスポーツ、イベント等の自発的活動を支援します。

（3）相談支援事業

① 障害者相談支援事業

区分		前回（第3期計画）の状況			今回（第4期計画）の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実施箇所数	計画値	4 か所	4 か所	5 か所	5 か所	5 か所	6 か所
	実績値	4 か所	4 か所	4 か所			
	達成率	100.0%	100.0%	80.0%			

【前回計画の状況】 町内には事業所（一般相談支援事業所）がなく、高槻市内にある4か所の事業所に委託して実施していますが、課題である町内事業所の確保は達成できていません。

【今回計画の見込】 平成27年度に予定している基幹相談支援センターの設置（福祉推進課内に設置）により1か所増とするほか、本計画の成果目標である「地域生活支援拠点等の整備」に向

けた検討を踏まえ、期間内に町内に一般相談支援事業所をさらに1か所確保すること
を目標とします。

【確保のための方策】 地域生活支援拠点等の整備に向けた取組みの中で、一般相談支援事業所の確保
についても検討を進めていきます。

② 基幹相談支援センター

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
設置の有無	計画値	無	無	有	有	有	有
	実績値	無	無	無			
	達成率	—	—	未達成			

【前回計画の状況】 平成 24 年度に制度化された基幹相談支援センターについては、第3期計画期間内
には設置できませんでしたが、平成 27 年度からの設置に向けて検討を行いました。

【今回計画の見込】 平成 27 年度から役場内に基幹相談支援センターを設置します。

【確保のための方策】 従前から障害者に対する総合的な支援を実施してきた福祉推進課を「基幹相談支援
センター」として位置づけ、障害者への総合的・専門的な相談支援のほか、地域の相
談支援事業所への指導・助言や人材育成、地域移行・地域定着の促進、成年後見や
虐待防止の取組みなど、地域の相談機関における中心的・指導的な役割を果たすよう
努めていきます。

③ 基幹相談支援センター等機能強化事業

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
設置の有無	計画値	—	—	—	有	有	有
	実績値	無	無	無			
	達成率	—	—	—			

【前回計画の状況】 基幹相談支援センターの制度化に伴い、平成 24 年度から追加された事業であり、第
3期計画では設定しておらず、未実施となっています。

【今回計画の見込】 平成 27 年度からの基幹相談支援センターの設置に合わせ、当該事業を活用して専
門職員を増員し、相談支援体制のさらなる充実を図る予定としています。

【確保のための方策】 基幹相談支援センターの設置に合わせ、専門職員を増員します。

④ 住宅入居等支援事業

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実施の有無	計画値	無	無	無	無	無	無
	実績値	無	無	無			
	達成率	—	—	—			

【前回計画の状況】 必要量は見込んでおらず、未実施となっています。

【今回計画の見込】 今後も必要量は特に見込みません。地域移行等に伴う賃貸住宅入居に向けた支援
については、一般相談支援や地域移行支援により対応します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
年間の実利用者数	計画値	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績値	0 人	0 人	2 人			
	達成率	—	—	200.0%			

【前回計画の状況】平成 26 年度に初めて利用者が生じ、計画値を上回っています。

【今回計画の見込】本人や家族の高齢化・要介護化等に伴う成年後見制度利用のニーズを踏まえ、今後とも年1人程度の利用を見込みます。

【確保のための方策】基幹相談支援センターを中心として、関係機関との連携を図りながら、成年後見制度を必要とする対象者の把握や情報提供に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実施の有無	計画値	—	—	—	無	無	無
	実績値	無	無	無			
	達成率	—	—	—			

【前回計画の状況】平成 25 年度から追加された事業であり、第3期計画では設定しておらず、未実施となっています。

【今回計画の見込】第4期計画でも実施予定は記載しませんが、今後、成年後見制度の利用者がさらに増加した場合の法人後見や市民後見人の活用等について、関係部局・機関と連携して研究や調整を進めていきます。

(6) 意思疎通支援事業

① 手話通訳者設置事業

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
設置通訳者の人数	計画値	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績値	1 人	1 人	1 人			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

【前回計画の状況】役場に手話通訳者を1名(週5日)配置しています。

【今回計画の見込】引き続き手話通訳者1名を配置します。

② 手話通訳者派遣事業

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
年間の実利用者数	計画値	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	実績値	1 人	1 人	2 人			
	達成率	50.0%	50.0%	100.0%			

【前回計画の状況】利用は年1人で推移してきましたが、平成 26 年度には計画値(2人)を達成しています。

【今回計画の見込】町内の聴覚障害者数等を踏まえ、今後も年2人程度の利用を見込みます。

③ 要約筆記者派遣事業

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
年間の実利用者数	計画値	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績値	0 人	0 人	0 人			
	達成率	—	—	—			

【前回計画の状況】 従前は未実施となっていた要約筆記者派遣事業については、平成 26 年度から委託により「パソコン要約筆記者派遣事業」を開始していますが、利用実績はありません。

【今回計画の見込】 年1人程度の利用を見込みます。

(7) 日常生活用具給付事業

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
年間給付件数	計画値	400 件	415 件	430 件	500 件	500 件	500 件
	実績値	494 件	489 件	554 件			
	達成率	123.5%	117.8%	128.8%			

【前回計画の状況】 利用件数は増加しており、計画値を上回っています。

【今回計画の見込】 今後も年 500 件程度の利用を見込みます。

【確保のための方策】 新たな機器の開発や、障害者の生活実態・ニーズに的確に対応するため、適宜、対象品目や基準限度額の見直しを行います。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
修了者の実人員	計画値	—	—	—	0 人	0 人	0 人
	実績値	0 人	0 人	0 人			
	達成率	—	—	—			

【前回計画の状況】 平成 25 年度から追加された事業であり、第3期計画では設定しておらず、未実施となっています。

【今回計画の見込】 今後も特に必要量は見込みません。手話奉仕員(ボランティア)の養成研修については、社会福祉協議会のボランティアセンター事業として実施しており、町ではボランティアセンターへの補助を行い、その活動を支援しています。

(9) 移動支援事業(ガイドヘルプサービス)

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
年間の利用実人員(人/年)	計画値	82 人	86 人	90 人	91 人	96 人	101 人
	実績値	84 人	90 人	86 人			
	達成率	102.4%	104.7%	95.6%			
年間の総利用時間数(時間/年)	計画値	13,287 時間	13,894 時間	14,501 時間	11,375 時間	12,000 時間	12,625 時間
	実績値	10,710 時間	11,242 時間	11,000 時間			
	達成率	80.6%	80.9%	75.9%			

【前回計画の状況】 利用人員は 90 人以内で推移しています。

【今回計画の見込】 今後のグループホーム入居や地域移行の促進等による利用ニーズの増加を想定し、

年5人ずつの増加を見込みます。

【確保のための方策】 障害者地域自立支援協議会と連携し、ガイドヘルパーのスキルアップ研修の開催等を企画するとともに、利用者や事業所のニーズに対応し、グループ支援の導入を検討します。また、医療的ケアに対応できる事業所の確保に努めます。

(10) 地域活動支援センター

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
実施箇所数	計画値	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	実績値	1 か所	1 か所	1 か所			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
年間の 実利用者数	計画値	6 人	6 人	6 人	5 人	5 人	5 人
	実績値	5 人	5 人	5 人			
	達成率	83.3%	83.3%	83.3%			

【前回計画の状況】 平成 24 年度に町内の福祉作業所(島本障害者共働作業所)が地域活動支援センター(Ⅲ型)に移行しています。利用人員は5人で推移しています。

【今回計画の見込】 今後も同程度の利用を見込みます。

(11) その他の事業

*「その他の事業」については、これまで数値目標は設定していないため、前回計画の状況は実績値のみとなります。今回計画から、日中一時支援事業、訪問入浴サービスについては、進捗管理の参考とするため見込量を設定します。

① 日中一時支援事業

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
年間の 利用実人員	計画値	—	—	—	20 人	21 人	22 人
	実績値	41 人	36 人	23 人			
年間の 総利用回数	計画値	—	—	—	1,440 回	1,512 回	1,584 回
	実績値	3,154 回	2,555 回	2,600 回			

【前回計画の状況】 町内2か所の事業所(クローバー・みゆき園)については、平成 25・26 年度にそれぞれ障害児通所支援サービスを開始し、児童の利用者は基本的にそちらに移行したため、利用者数・回数ともに減少しています。

【今回計画の見込】 18 歳以上の障害者への対応を中心として、町内外の事業所で今後も 20 人程度の利用を見込みます。

【確保のための方策】 町内外の事業所と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。また、平成 26 年度から町のサービス費に独自に設定している「医療的ケア対応特別加算」を活用し、医療的ケアに対応できる事業所の確保に努めます。

② 訪問入浴サービス事業

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
年間の 利用実人員	計画値	—	—	—	3 人	3 人	3 人
	実績値	3 人	3 人	3 人			
年間の 総利用回数	計画値	—	—	—	260 回	260 回	260 回
	実績値	257 回	258 回	258 回			

【前回計画の状況】 利用者数・利用回数ともに横ばいで推移しています。

【今回計画の見込】 今後も同程度の利用を見込みます。

③ その他の社会参加促進事業など

＊以下の事業については、数値目標は設定していないため、前回計画の状況は実績値のみとなります。今後の見込みについても、実施の方向性について記載します。

事業名 (実績値の区分)	前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の方向性		
	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
精神障害者グループ ワーク (延参加者数)	60 人	61 人	60 人	継続実施 (新規参加者の確保に努める)		
ふれあいスポーツ教室・大会 (延参加者数)	274 人	273 人	280 人	継続実施 (新種目導入や新規参加者の確保に努める)		
声の広報 (実利用者数)	4 人	6 人	6 人	継続実施		
身体障害者自動車運転 免許取得助成事業 (助成件数)	1 件	0 件	1 件	継続実施		
障害者自動車改造助 成事業 (助成件数)	0 件	0 件	1 件	継続実施		
奉仕員等養成事業 (開催内容)	—	パソコン要約 筆記奉仕員 養成講座	パソコン要約 筆記奉仕員 養成講座	継続実施 (各種福祉ボランティアの養成研修等を実施)		

第4節 障害児支援サービスの現状と今後の見込量

平成24年度から開始された、児童福祉法に基づく「障害児支援サービス」について、第3期計画（平成24年度～平成26年度）の実績や、今後の利用者や事業所の動向などを踏まえ、平成27年度から29年度までの各年度における必要量を見込むとともに、その確保のための方策などを示します。〔※第3期計画の平成26年度実績値は見込〕

（1）障害児通所支援

① 児童発達支援

区分		前回（第3期計画）の状況			今回（第4期計画）の見込量		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
月あたりの 平均利用人員 （人分／月）	計画値	7人	7人	12人	13人	15人	17人
	実績値	1人	6人	6人			
	達成率	14.3%	85.7%	50.0%			
月あたりの 平均利用日数 （人日／月）	計画値	56日	56日	96日	65日	75日	85日
	実績値	3日	9日	24日			
	達成率	5.4%	16.1%	25.0%			

【前回計画の状況】 利用人員・利用日数ともに増加傾向にありますが、計画値は下回っています。これまで同サービスの事業所は町内にありませんでしたが、平成26年7月から町内事業所（みゆき園）が児童発達支援を開始したことから、今後も増加が見込まれます。

【今回計画の見込】 町内事業所の利用の伸び等を踏まえ、今後も年2人ずつの増加を見込みます。

【確保のための方策】 町内事業所と連携し、さらなるサービスの向上や機能強化に向けた取組みを支援します。また、医療的ケアに対応できる事業所の確保に努めます。また、保護者等への情報提供や利用のコーディネート等の支援に努めます。

② 医療型児童発達支援

区分		前回（第3期計画）の状況			今回（第4期計画）の見込量		
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
月あたりの 平均利用人員 （人分／月）	計画値	1人	1人	1人	3人	3人	3人
	実績値	3人	3人	2人			
	達成率	300.0%	300.0%	200.0%			
月あたりの 平均利用日数 （人日／月）	計画値	12日	12日	12日	21日	21日	21日
	実績値	28日	27日	16日			
	達成率	233.3%	225.0%	133.3%			

【前回計画の状況】 利用人員は2～3人で推移しており、利用人員・利用日数ともに計画値を上回っています。

【今回計画の見込】 肢体不自由児の人数等を踏まえ、今後も3人程度の利用を見込みます。

【確保のための方策】 町外の事業所と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。また、保護者等への情報提供や利用のコーディネート等の支援に努めます。

③ 放課後等デイサービス

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	1 人	1 人	5 人	23人	26人	29人
	実績値	3 人	12 人	15 人			
	達成率	300.0%	1200.0%	300.0%			
月あたりの 平均利用日数 (人日/月)	計画値	10 日	10 日	50 日	230 日	260 日	290 日
	実績値	4 日	84 日	128 日			
	達成率	40.0%	84.0%	256.0%			

【前回計画の状況】 利用人員・利用日数ともに増加傾向にあり、計画値を大きく上回っています。制度開始当初の平成 24 年度には町内に事業所はありませんでしたが、平成 25 年4月に1か所(クローバー)、平成 26 年7月に1か所(みゆき園)の事業所が町内でサービスを開始しており、今後もさらなる利用者の増加が見込まれます。

【今回計画の見込】 平成 26 年度から町内事業所が2か所に増えていることや、小学生を中心とした障害児の利用状況等を踏まえ、今後も年3人ずつの増加を見込みます。

【確保のための方策】 町内2か所の事業所を中心として、増加する利用ニーズに対応するとともに、さらなるサービスの向上や機能強化に向けた取組みを支援します。また、医療的ケアに対応できる事業所の確保に努めます。また、保護者等への情報提供や利用のコーディネート等の支援に努めます。

④ 保育所等訪問支援

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
月あたりの平 均訪問回数 (回数/月)	計画値	0 回	0 回	1 回	0回	0回	0回
	実績値	0 回	0 回	0 回			
	達成率	—	—	—			

【前回計画の状況】 町内に同サービスを提供する事業所はなく、利用実績はありません。

【今回計画の見込】 今後も必要量は特に見込みませんが、対象となるケースが生じたときには、実施事業所との調整を行います。

(2) 相談支援

① 障害児相談支援

区分		前回(第3期計画)の状況			今回(第4期計画)の見込量		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
月あたりの 平均利用人員 (人分/月)	計画値	2 人	2 人	3 人	1人	5人	8人
	実績値	0 人	0 人	0 人			
	達成率	—	—	—			
※参考(利用実人員)		(0 人)	(0 人)	(0 人)	(6 人)	(26 人)	(40 人)

【前回計画の状況】 町内に事業所(障害児相談支援事業所)はなく、利用実績もありません。

【今回計画の見込】 町内での障害児相談支援事業所の確保を図り、段階的にサービス等利用計画の作成数を増やしていくよう努めます。

【確保のための方策】 町内事業所の確保に向けて、引き続き各事業所に働きかけを行います。

島本町障害施策推進協議会条例

平成 13 年 7 月 13 日
条例第 13 号

（設置）

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、島本町障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第 2 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 町の関係団体が推薦する者
- (4) その他町長が必要と認める者

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 4 条 協議会に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

（庶務）

第 6 条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年島本町条例第 27 条）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 16 年 10 月 8 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 80 号）附則第 1 条ただし書（第 2 条に係る部分に限る。）に定める日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 7 日条例第 3 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 16 日条例第 1 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

島本町障害者施策推進協議会 委員名簿

氏名	所属	備考
伊藤 健佐久	あじさい＊心の集い	
大村 正樹	一般社団法人高槻市医師会 理事	副会長
小寺 鐵也	種智院大学 社会福祉学科 教授	会長
徐 末子	島本町手をつなぐ親の会 会長	
高瀬 佐都美	社会福祉法人四天王寺福祉事業団 島本町立やまぶき園 施設長	
中川 修二	社会福祉法人大阪水上隣保館 在宅養育支援センターみゆき園 センター長	
中村 晴彦	社会福祉法人島本町社会福祉協議会 理事	
星野 圭介	特定非営利活動法人すばる 福祉事業所すばる 施設長	
松谷 亮子	公募委員	
宮川 トモ子	島本町身体障害者福祉協会 副会長	
村田 泰弘	茨木公共職業安定所 所長	
森田 幹啓	一般社団法人高槻市歯科医師会	
山岡 敦子	島本町民生委員児童委員協議会 副会長	
渡邊 総一郎	大阪府茨木保健所 地域保健課長	

(五十音順・敬称略)

島本町障害施策推進協議会 開催経過

回数	開催日	案件
第1回	平成26年12月25日(木)	1. 会長・副会長の選出について 2. 第4期島本町障害福祉計画(案)の諮問について 3. 現行計画(第2次障害者計画・第3期障害福祉計画)の進捗状況について 4. 次期計画(第4期障害福祉計画)の策定に向けて 5. その他
第2回	平成27年1月13日(火)	1. 第4期島本町障害福祉計画(案)について 2. その他
第3回	平成27年1月28日(水)	1. 第4期島本町障害福祉計画(案)について 2. その他
第4回	平成27年2月20日(金)	1. 第4期島本町障害福祉計画(案)について 2. その他

計画案の諮問

島 健 福 第 2647 号
平成 26 年 12 月 25 日

島本町障害者施策推進協議会会長 様

島本町長 川口 裕

第4期島本町障害福祉計画（案）について（諮問）

第4期島本町障害福祉計画を策定するにあたり、島本町障害者施策推進協議会条例第1条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

平成 27 年 2 月 20 日

島本町長 川口 裕 様

島本町障害者施策推進協議会
会長 小寺 鐵也

第 4 期島本町障害福祉計画（案）について（答申）

平成 26 年 12 月 25 日付け島健福第 2647 号で貴職より諮問のあった標記について、次のとおり答申します。

記

第 4 期島本町障害福祉計画（案）については、概ねその内容を妥当なものと認め、修正案を添えて答申する。

なお、特に下記の付帯意見に留意され、円滑な事業実施に努められたい。

<意見>

1. 「基幹相談支援センター」の円滑な運営や、「一般相談支援事業所」、「特定相談支援事業所」及び「障害児相談支援事業所」の確保など、地域の相談支援体制の整備に努められたい。
2. 長期入院や施設入所からの地域生活への移行を促進するため、グループホームをはじめとする地域の受け皿の整備、当事者・家族・関係機関への働きかけや情報提供の充実に努められたい。
3. 成果目標に定める「福祉施設から一般就労への移行」、「就労移行支援事業所の利用者数及び就労移行率」、「就労継続支援B型事業所の平均工賃」の各目標を達成するため、事業所や関係機関と連携し、企業や地域への情報提供や働きかけ、障害者施設の製品や受託作業の調達の推進などの取組みを進められたい。
4. 成果目標に定める「地域生活支援拠点等の整備」に向けて、当事者のニーズや事業所の意見、本協議会での議論等を踏まえて、有効な拠点機能の確保に努められたい。

<用語解説>

さ行

支援学校（しえんがっこう）

学校教育法で規定された障害児を対象とする学校。視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由等の児童に対し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とします。なお、学校教育法での名称は「特別支援学校」ですが、大阪府では「支援学校」の名称を使用しています。

成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない人の権利や財産などを守るため、本人・親族などの申立てにより、財産管理や契約などの法律行為を代理、補助する後見人など（成年後見人・保佐人・補助人）を家庭裁判所が選任する制度です。なお、親族のいない対象者などの場合は、必要に応じて町長が申立てを行います。

*法人後見（ほうじんこうけん）

社会福祉法人やNPOなどの法人が成年後見人などになり、個人が後見人になった場合と同様に、判断能力が十分でない人の支援を行うことをいいます。

*市民後見人（しみんこうけんじん）

親族や弁護士などの専門職以外の、一般市民による後見人のこと。地域住民などで活動を希望する人が研修などを受けた上で、後見人としての活動を行います。

な行

難病（なんびょう）

原因不明で、治療法が確立しておらず、長期の療養を必要とする希少な疾病の総称。国では、平成27年1月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、指定された難病の医療費助成などの支援を行っています。また、障害者施策においては、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」において、難病者が障害者の範囲に追加され、指定された難病による障害のある方は、障害者手帳がなくとも、ホームヘルプサービスや福祉用具の給付などの障害福祉サービスが受けられるようになっています。

は行

発達障害（はったつしょうがい）

発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常、低年齢において発現するもの」と定義されています。

パブリックコメント（ぱぶりっくこめんと）

町の意見公募制度のこと。町が基本的な施策などに関する計画や条例などを策定するときに、住民にその案を事前に公表して意見を募集し、提出された意見を考慮して意志決定を行い、提出された意見とそれに対する町の考え方を公表する制度です。

PDCAサイクル（ぴーでぃーしーえーさいくる）

生産・品質などの管理を円滑に進めるための業務管理手法の一つ。①計画（Plan）を立て、②計画に基づいて業務を実行（Do）し、③実行した業務を評価（Check）し、④評価に基づいて見直す（Act）というサイクルを繰り返すことで、継続的な業務の改善をめざします。

第4期 島本町障害福祉計画

平成 27 年3月

発行 島本町 健康福祉部 福祉推進課

郵便番号 618-8570

住所：大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

電話： 075-961-5151

ファックス：075-962-5652